

●香川県告示第106号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、引田加入区について、平成22年香川県告示第97号による保険に付すべき義務は、平成26年3月11日限り消滅したので、告示する。

平成26年3月14日

香川県知事 浜 田 恵 造